

総合特別区域の進捗に係る評価
[ライフ・イノベーション分野]

令和2年度

みえライフイノベーション総合特区

[指定：平成24年7月、認定：平成24年11月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (5+4.8)/2=4.9

4.9

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	統合型医療情報データベースの活用	100%	5
2	ヘルスケア分野の製品・サービスの増加	108%	5
3	ヘルスケア産業の振興	138%	5
4	ヘルスケア分野企業(第2創業含む)及び研究機関の立地件数(累計)	126%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 4 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 5$

5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.8

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 (3.2+4+4.4)/3=3.9

3.9

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

3.2

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.4

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.2

・新型コロナウイルス感染症拡大のなかにあっても、統合型医療情報データベースの活用促進やMieLIPによる研究開発支援活動の活性化の目標をともに達成したことが評価できる。

・「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」の緩和への貢献を評価したい。

・統合型医療情報データベースが地域の企業によって活用される事例により、MieLIPとデータベースの事業連携が深まるとよりよいと思われる。

・データベースが開発され今後製薬企業等との共同研究計画により実績をあげることが期待される。認知症ケアなどのための福祉機器の開発の具体化を期待したい。

・達成された数値目標における事業の持続可能性および発展性について、何らかの形でフィードバックされることを期待する。

・令和2年度のみならず、事業開始時から高い目標達成度を維持しており、取組の成果がうかがえる。その一方で当初の目標設定の妥当性、および、事業途中における目標値上方修正などについては、再考の余地が残される。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.2

総合評価

I、II及びⅢを1:1:2の比率で計算 $(4.9+3.9+4.2 \times 2) / 4 = 4.3$

4.3

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。